

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 出納取扱金融機関の指定の一部改正	水環境対策課
・ 道路の区域変更	道路維持課
・ 道路の供用開始	〃
・ 港湾隣接地域の指定	港 湾 課
・ 港湾隣接地域の指定の廃止	〃
・ 海岸保全区域の指定	〃
・ 出納取扱金融機関の指定の一部改正	長崎港湾漁港事務所
◎ 公 告	
・ 契約者等	文化振興課
◎ 長崎県病院企業団告示	
・ 出納取扱金融機関の指定の一部改正	長崎県病院企業団

告 示

長崎県告示第639号

出納取扱金融機関の指定（令和元年長崎県告示第438号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から適用する。

令和2年9月29日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、長崎県流域下水道事業の業務に係る出納取扱金融機関を次のとおり定めたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。 1 出納取扱金融機関 株式会社十八親和銀行 2 略	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、長崎県流域下水道事業の業務に係る出納取扱金融機関を次のとおり定めたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。 1 出納取扱金融機関 株式会社親和銀行 2 略

長崎県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市有家町中須川字中小袖224番3地先から 南島原市有家町小川字上小柳342番1地先まで	前	8.9~14.0	190.6	
	後	9.6~20.8	190.6	

長崎県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	佐世保市江迎町末橋432番23地先から 佐世保市江迎町末橋432番23地先まで	令和2年9月29日

長崎県告示第642号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第1項の規定に基づき、港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和2年9月29日

神ノ浦港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

指定区域

神ノ浦港 神ノ浦地区

① 位置

長崎県長崎市神浦下道徳町字御手水188番1から長崎県長崎市神浦江川町字向864番2に至る区域。

② 区域

次の基点1から基点8まで順次直線で結んだ線、基点9から基点10まで順次直線で結んだ線、基点1から230度40分に引いた線、基点8から159度10分に引いた線、基点10から179度55分に引いた線、基点9から338度36分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。

基準点

長崎県長崎市神浦向町字大松野10番10の地先に設置された2級基準点（No.2）

（北緯32度52分42.48秒、東経129度40分47.49秒）

以下「基準点」という。

基点1	基準点から	342度10分	729mの標示杭
基点2	基点1から	134度10分	109mの標示杭
基点3	基点2から	155度10分	236mの標示杭
基点4	基点3から	160度20分	143mの標示杭
基点5	基点4から	149度10分	85mの標示杭
基点6	基点5から	159度30分	127mの標示杭
基点7	基点6から	123度20分	57mの標示杭
基点8	基点7から	92度00分	73mの標示杭
基点9	基点4から	244度20分	43mの標示杭

基点10

基点9から

153度20分

83mの標示杭

長崎県告示第643号

港湾隣接地域の指定（昭和33年3月28日長崎県告示第170号）は、廃止する。

令和2年9月29日

神ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第644号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

なお、西彼杵沿岸神ノ浦港海岸神ノ浦地区海岸江川地先海岸に係る海岸保全区域（昭和33年長崎県告示第170号）は、廃止する。関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和2年9月29日

長崎県知事 中村 法道

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸	地区 海岸名 島名	地先 海岸名 島名	指 定 区 域																																																																				
西彼杵	神ノ浦港	神ノ浦	神ノ浦 江川町	<p>次の基点1から基点8まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ直線、補助点1から補助点3まで順次直線で結んだ線、補助点3と基点9を結んだ直線、基点9と基点10を結んだ直線、基点10と補助点4を結んだ直線、補助点4から補助点7までを順次直線で結んだ線及び基点8と補助点7を結んだ直線により囲まれた区域</p> <p>基準点 長崎県長崎市神浦向町字大松野10番10の地先に設置された二級基準点（No.2） （北緯32度52分42.48秒、東経129度40分47.49秒） 以下「基準点」という。</p> <p>陸域の標示</p> <table border="0"> <tr> <td>基点1</td> <td>基準点から</td> <td>342度10分</td> <td>729mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点2</td> <td>基点1から</td> <td>134度10分</td> <td>109mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点3</td> <td>基点2から</td> <td>155度10分</td> <td>236mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点4</td> <td>基点3から</td> <td>160度20分</td> <td>143mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点5</td> <td>基点4から</td> <td>149度10分</td> <td>85mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点6</td> <td>基点5から</td> <td>159度30分</td> <td>127mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点7</td> <td>基点6から</td> <td>123度20分</td> <td>57mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点8</td> <td>基点7から</td> <td>92度00分</td> <td>73mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点9</td> <td>基点4から</td> <td>244度20分</td> <td>43mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点10</td> <td>基点9から</td> <td>153度20分</td> <td>83mの標示杭</td> </tr> </table> <p>水域の標示</p> <table border="0"> <tr> <td>補助点1</td> <td>基点1から</td> <td>230度40分</td> <td>43mの地点</td> </tr> <tr> <td>補助点2</td> <td>基点2から</td> <td>249度00分</td> <td>52mの地点</td> </tr> <tr> <td>補助点3</td> <td>基点3から</td> <td>243度30分</td> <td>48mの地点</td> </tr> <tr> <td>補助点4</td> <td>基点5から</td> <td>213度00分</td> <td>85mの地点</td> </tr> <tr> <td>補助点5</td> <td>基点6から</td> <td>212度20分</td> <td>33mの地点</td> </tr> <tr> <td>補助点6</td> <td>基点7から</td> <td>190度40分</td> <td>36mの地点</td> </tr> <tr> <td>補助点7</td> <td>基点8から</td> <td>159度10分</td> <td>35mの地点</td> </tr> </table>	基点1	基準点から	342度10分	729mの標示杭	基点2	基点1から	134度10分	109mの標示杭	基点3	基点2から	155度10分	236mの標示杭	基点4	基点3から	160度20分	143mの標示杭	基点5	基点4から	149度10分	85mの標示杭	基点6	基点5から	159度30分	127mの標示杭	基点7	基点6から	123度20分	57mの標示杭	基点8	基点7から	92度00分	73mの標示杭	基点9	基点4から	244度20分	43mの標示杭	基点10	基点9から	153度20分	83mの標示杭	補助点1	基点1から	230度40分	43mの地点	補助点2	基点2から	249度00分	52mの地点	補助点3	基点3から	243度30分	48mの地点	補助点4	基点5から	213度00分	85mの地点	補助点5	基点6から	212度20分	33mの地点	補助点6	基点7から	190度40分	36mの地点	補助点7	基点8から	159度10分	35mの地点
基点1	基準点から	342度10分	729mの標示杭																																																																					
基点2	基点1から	134度10分	109mの標示杭																																																																					
基点3	基点2から	155度10分	236mの標示杭																																																																					
基点4	基点3から	160度20分	143mの標示杭																																																																					
基点5	基点4から	149度10分	85mの標示杭																																																																					
基点6	基点5から	159度30分	127mの標示杭																																																																					
基点7	基点6から	123度20分	57mの標示杭																																																																					
基点8	基点7から	92度00分	73mの標示杭																																																																					
基点9	基点4から	244度20分	43mの標示杭																																																																					
基点10	基点9から	153度20分	83mの標示杭																																																																					
補助点1	基点1から	230度40分	43mの地点																																																																					
補助点2	基点2から	249度00分	52mの地点																																																																					
補助点3	基点3から	243度30分	48mの地点																																																																					
補助点4	基点5から	213度00分	85mの地点																																																																					
補助点5	基点6から	212度20分	33mの地点																																																																					
補助点6	基点7から	190度40分	36mの地点																																																																					
補助点7	基点8から	159度10分	35mの地点																																																																					

長崎県告示第645号

地方公営企業法に基づく長崎港整備事業の業務に係る出納取扱金融機関の定め（昭和42年長崎県告示第169号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から適用する。

令和2年9月29日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>長崎県港湾整備事業の業務に係る出納取扱金融機関の指定</u></p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の規定に基づき、長崎県港湾整備事業の業務に係る出納取扱金融機関を次のとおり定めたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>出納取扱金融機関 株式会社 十八親和銀行</p>	<p style="text-align: center;"><u>地方公営企業法に基づく長崎港整備事業の業務に係る出納取扱金融機関の定め</u></p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の規定に基づき、長崎県長崎港整備事業の業務に係る出納取扱金融機関を次のとおり定めたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>出納取扱金融機関 株式会社 十八銀行 株式会社 親和銀行</p>

公 告

契約者等（公示）

随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年9月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 業務名
長崎歴史文化博物館自動制御機器及びインバータ修繕業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県文化観光国際部文化振興課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2768
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年8月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
福岡県福岡市早良区百道1丁目18番25号
千代田計装株式会社 代表取締役社長 壺崎 幸朗
- 5 随意契約に係る契約金額
56,400,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の第11条第1項第1号の規定に該当するため。

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第3号

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の告示（平成21年長崎県病院企業団告示第3号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から適用する。

令和2年9月29日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>○<u>出納取扱金融機関</u>の指定について</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条</p>	<p>○<u>出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関</u>の指定について</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条</p>

の2第1項の規定に基づき、長崎県病院企業団の業務に係る
出納取扱金融機関を次のとおり指定した。

株式会社 十八親和銀行

の2第1項の規定に基づき、長崎県病院企業団の業務に係る
出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定し
た。

株式会社 親和銀行
株式会社 十八銀行

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥